

## 第98期 決算公告

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号  
株式会社 西日本シティ銀行  
取締役頭取 久保田 勇夫

## 連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	217,719	預 金	6,096,264
コールローン及び買入手形	6,184	譲 渡 性 預 金	72,217
買 入 金 銭 債 権	35,613	コールマネー及び売渡手形	101,960
特 定 取 引 資 産	4,115	債券貸借取引受入担保金	76,586
金 銭 の 信 託	7,872	借 用 金	37,825
有 価 証 券	1,525,026	外 国 為 替	117
貸 出 金	4,911,346	社 債	97,000
外 国 為 替	1,262	信 託 勘 定 借	5
そ の 他 資 産	40,800	そ の 他 負 債	51,217
有 形 固 定 資 産	122,228	退 職 給 付 引 当 金	12,165
建 物	23,707	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	962
土 地	84,119	時 効 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	793
建 設 仮 勘 定	620	偶 発 損 失 引 当 金	419
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,780	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,826
無 形 固 定 資 産	4,077	支 払 承 諾	110,734
ソ フ ト ウ ェ ア	2,849	負 債 の 部 合 計	6,681,096
の れ ん	390	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	836	資 本 金	85,745
繰 延 税 金 資 産	69,323	資 本 剰 余 金	90,301
支 払 承 諾 見 返	110,734	利 益 剰 余 金	71,033
貸 倒 引 当 金	75,025	自 己 株 式	597
投 資 損 失 引 当 金	642	（ 株 主 資 本 合 計 ）	(246,482)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	986
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		土 地 再 評 価 差 額 金	28,428
		為 替 換 算 調 整 勘 定	0
		（ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ）	(27,440)
		少 数 株 主 持 分	25,615
		純 資 産 の 部 合 計	299,538
資 産 の 部 合 計	6,980,635	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,980,635

連結損益計算書〔平成19年 4月 1日から  
平成20年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		180,914
資金運用収益	142,241	
貸出金利	118,193	
有価証券利息配当金	22,577	
コールローン利息及び買入手形利息	399	
預け金利息	322	
その他の受入利息	748	
信託報酬	10	
役員取引等収益	30,761	
特定取引収益	118	
その他の業務収益	3,156	
その他の経常収益	4,626	
経常費用		149,741
資金調達費用	26,429	
預金利息	17,242	
譲渡性預金利息	740	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,509	
債券貸借取引支払利息	2,352	
借入金利息	439	
社債利息	2,413	
その他の支払利息	1,730	
役員取引等費用	9,876	
その他の業務費用	2,881	
営業経費	83,609	
その他の経常費用	26,944	
貸倒引当金繰入額	9,132	
その他の経常費用	17,812	
経常利益		31,172
特別利益		3,355
固定資産処分利益	27	
償却債権取立利益	3,325	
その他の特別利益	1	
特別損失		4,739
固定資産処分損失	1,038	
減損損失	2,938	
その他の特別損失	762	
税金等調整前当期純利益		29,789
法人税、住民税及び事業税		334
法人税等調整額		14,449
少数株主利益		688
当期純利益		14,316

## 連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等 11社

株式会社長崎銀行  
西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社  
シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社  
NCBビジネスサービス株式会社  
NCBオフィスサービス株式会社  
NCBモーゲージサービス株式会社  
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited  
Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited  
株式会社NCB経営情報サービス  
九州カード株式会社  
西日本信用保証株式会社

Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited は、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、前連結会計年度に連結される子会社でありました Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited は、清算終了により連結の範囲から除外しておりますが、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

#### (2) 非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連法人等

株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

#### (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
動 産	2 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方

法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,579百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
--------	---------------------------------------------

数理計算上の差異	各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
----------	--------------------------------------------------------------------------

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 時効預金払戻損失引当金の計上基準

時効預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、利益計上した時効預金については、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を時効預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常利益は122百万円、税金等調整前当期純利益は793百万円それぞれ減少しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会の責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### (13) 重要なヘッジ会計の方法

#### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

#### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (ハ) 内部取引等

当行のデリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等は、うち 1 社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

### (14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものとします。

### 2. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### 3. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5 年間の均等償却を行っております。

### 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

#### (金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

#### (連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)

企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 6 号平成 19 年 3 月 29 日)の第 30-2 項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く) 565百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,854百万円、延滞債権額は144,523百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は50百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は74,488百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は234,916百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は64,395百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

現金預け金	59百万円
有価証券	352,072百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	21,200百万円
コールマネー及び売渡手形	78,100百万円
債券貸借取引受入担保金	76,586百万円
借入金	22,650百万円
その他負債	30百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券175,200百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,294百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,574,732百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,560,241百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日  
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法（昭和 44 年公布法律第 49 号）及び同条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

- 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,173 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 70,455 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,468 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,500 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 82,000 百万円、永久劣後特約付社債 15,000 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 19,190 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 299 円 81 銭
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- |                  |            |
|------------------|------------|
| 退職給付債務           | 54,019 百万円 |
| 年金資産（時価）         | 44,483     |
| 未積立退職給付債務        | 9,535      |
| 会計基準変更時差異の未処理額   | -          |
| 未認識数理計算上の差異      | 5,419      |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | -          |
| 連結貸借対照表計上額の純額    | 4,115      |
| 前払年金費用           | 8,049      |
| 退職給付引当金          | 12,165     |
18. 連結自己資本比率（国内基準）は、9.23%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 8,461 百万円、貸出債権等を売却したこと等による損失 3,888 百万円及び株式等償却 2,642 百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」には、時効預金払戻損失引当金の計上に伴う過年度負担額 671 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり当期純利益金額 17 円 46 銭
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 16 円 58 銭
5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

地域	主な用途	種類	減損損失額 （百万円）
福岡県外	営業用店舗 （ 1 か所）	土地・建物	233
福岡県外	遊休資産 （ 1 か所）	土地・建物	7
-	のれん （ - か所）	連結子会社のれん	2,697

上記の資産のうち、有形固定資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収



が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（241 百万円）として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失（2,697 百万円）として特別損失に計上しております。

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

資産の区分	資産グループの概要	グルーピング方法
営業用店舗	営業の用に供する資産	原則、営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
のれん	連結子会社のれん	各々が独立した資産としてグルーピング

（回収可能価額）

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は「不動産鑑定評価基準（国土交通省）」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーが含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	4,115	18

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
地方債	3,089	3,147	58	58	-
その他	19,000	19,244	244	273	29
外国債券	19,000	19,244	244	273	29
合計	22,089	22,391	302	332	29

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	102,427	115,595	13,167	20,227	7,059
債券	1,083,089	1,074,770	8,319	3,366	11,685
国債	533,736	525,529	8,206	1,416	9,623
地方債	76,105	76,280	175	248	73
社債	473,248	472,959	288	1,700	1,989
その他	282,038	273,344	8,691	2,793	11,485
外国債券	210,789	208,851	1,936	967	2,903
その他	71,248	64,493	6,755	1,826	8,581
合計	1,467,555	1,463,710	3,843	26,387	30,231

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（損）1百万円は含まれてお

りません。

4. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて2,340百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損処理については、期末時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するものまたは時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	10,000	10,211	211

(売却の理由) 連結子会社である長崎銀行における金利リスク軽減のため

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	195,339	4,049	1,911

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	16,473
非公募事業債	20,446
その他	1,742

7. 保有目的を変更した有価証券

連結子会社である長崎銀行において、当連結会計年度中に金利リスク軽減のため、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）第83項により、残り全ての満期保有目的の債券4,000百万円について保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券は2百万円、少数株主持分は0百万円及びその他有価証券評価差額金は2百万円それぞれ減少しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	332,289	405,831	231,075	125,569
国債	127,757	206,044	70,479	121,247
地方債	35,465	40,565	3,339	-
社債	169,066	159,222	157,256	4,321
その他	2,244	107,469	120,349	9,163
外国債券	1,917	96,547	109,844	-
その他	327	10,922	10,505	9,163
合計	334,533	513,301	351,425	134,733

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,872	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。